

令和5年3月

「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に基づく

公益的施設（建築物に限る）Q & A集

<よくある質問>

石川県特定行政庁建築行政連絡協議会

目次

よくある質問	1
(1) 届出に関する事項	1
〈 共通 〉	1
Q1. 特定公益的施設の新築等の届出書の様式やチェックリストはどこで入手できますか。	1
Q2. 特定公益的施設の新築等の届出をする場合は、どのような添付図書が必要になりますか。	1
Q3. 届出書類は、どのような綴りにして提出したらいいですか。	1
Q4. 特定公益的施設の新築等の届出はどこに提出したらいいですか。	1
Q5. 特定公益的施設の新築等の届出はいつ提出したらいいですか。	2
Q6. 特定公益的施設以外の公益的施設はどのような申請が必要ですか。	2
Q7. 住宅（住戸内）について届出は必要ですか。	2
Q8. 建築基準法とバリアフリー条例（以下、条例という。）審査は個別に考えていいですか。	2
Q9. 建築物で特定公益的施設に該当するが、不特定かつ多数の者が利用する部分がない施設について、届出は必要ですか。	2
Q10. 駅舎等の旧交通バリアフリー法に該当する特定公益的施設の新築等の届出はどこに提出したらいいですか。	2
〈 公益的施設の定義 〉	2
Q11. 用途の判断はどのようにしますか。	2
Q12. 家具のショールームは、公益的施設のどこに該当しますか。	2
Q13. 動物病院は、公益的施設のどこに該当しますか。	2
Q14. 予備校は、公益的施設のどこに該当しますか。	2
Q15. 事務所、工場は規模に関わらず公益的施設ですか。	3
Q16. 宗教法人の礼拝施設は、特定多数の者が利用する施設なので、公益的施設に該当しませんか。	3
Q17. 条例の別表第1における「用途面積」とはどこを指しますか。（例えば、飲食店の厨房は用途面積に算入しますか。）	3
〈 用途変更 〉	3
Q18. 既存4階建ての1フロアを飲食店やカラオケボックスなどに用途変更する場合、条例の適用はあるのか。	3
〈 増築 〉	3
Q19. 物販店舗の倉庫の増築（特定公益的施設の増築）はチェックリストの届出だけでいいですか。	3
Q20. 建築物を増築する場合、公益的施設の床面積はどのように判断すればいいですか。	4

〈 複合用途 〉	4
Q21. 複合用途の場合（同一棟）のチェックリストはどうすればいいですか。	4
〈 適合証 〉	5
Q22. 適合証交付申請の提出時期はいつすればいいですか。	5
Q23. 適合証の交付申請はどこへ提出しますか。	5
Q24. 適合証の交付請求書は何部必要ですか、また添付書類（図面＋チェックリスト）などは必要ですか。	5
Q25. 特定公益的施設の新築等の届出の際に、整備基準を全て満たしている場合、適合証を交付してもらえますか。	5
Q26. 建築物を増築した場合、適合証を交付するかどうかの判断は、増築部分のみで判断しますか。それとも、増築部分と既存部分の両方で判断しますか。	5
Q27. 適合証の請求は、公益的施設を所有し、又は管理する者（施設所有者等）が行えることとなっているが、いわゆるビルのテナントが建築物の「部分」について適合証の請求を行うことはできますか。	6
Q28. 公益的施設で、整備基準をどうしても満たすことができない整備項目があります。この整備項目についてソフトによる代替措置を講じることにより、整備基準を満たすという理解で適合証の交付を受けることができますか。	9
(2) 整備基準に関する事項	9
〈 全般 〉	9
Q29. デイサービスは特定公益的施設になりますか。	9
Q30. 学校や老人ホームなどは、不特定多数が利用する施設として授乳所や休憩所を設置しなければならないですか。	9
Q31. 機械製作工場(公益的施設)は、何を整備しますか。(不特定多数又は高齢者等が使用する部分がない。)	10
〈 トイレ 〉	10
Q32. オストメイト対応トイレとはどのようなトイレのことですか。	10
Q33. オストメイト対応トイレは公益的施設で必ず設置しなければならないですか。(コンビニ・銀行では付いてないが・・・)	10
Q34. 学校の大規模修繕でオストメイト対応トイレは必要ですか。	10
Q35. 多目的トイレは男女それぞれ必要ですか。	10
〈 非常警報装置 〉	10
Q36. 小学校で増築を含む床面積が 3,000 m ² 超の場合、条例の非常警報装置は必要ですか。どこに設置しなければならないですか。また、自動火災報知器で代用できますか。	10

〈 視覚障害者バリアフリー経路 〉	11
Q37. 案内所がある場合、案内板は必要ないですか。	11
Q38. 敷地内通路の視覚障害者誘導ブロック（以下、誘導ブロックという。）の設置が難しいです。敷地境界からの誘導のために設置するが、歩道等に誘導ブロックが設置されていない場所がほとんどであり、又車いす利用者やベビーカー使用者の事を考えると設置により不利になる公益的施設も存在しています。	11
Q39. インターフォンまで誘導ブロックがあれば、インターフォンから案内所までの誘導ブロックは必要ないですか。	11
Q40. スロープと階段を併設した場合、誘導ブロックの設置はどのようにすればいいですか。	11
Q41. 誘導ブロックは黄色でないとだめですか。県独自の規定はありますか。	11
Q42. 敷地内通路の誘導ブロックの設置は全ての対象建築物において必要ですか。	11
Q43. 誘導ブロックの設置について、視覚障害者の利用が考えられない施設にも設置が必要ですか。	12
〈 バリアフリー経路 〉	12
Q44. 「道等から利用居室まで」を地形上、バリアフリー経路に出来ない場合、「道等」を「車寄せ」と読み替えていいですか。	12
Q45. 有料老人ホームで床面積約 700 ㎡、2 階建の建築物はEVが必要ですか。	12
Q46. 老人ホームのEVは不特定多数が利用するEV・昇降ロビーにしなければなりません。	12
Q47. 学校にEVを設置する際バリアフリー経路の観点から、来校者の導線を優先し管理棟に設置とするか、日常使用する生徒の使い勝手校舎棟に設置すべきですか。	12
Q48. 学校の大規模修繕でEVは必要か。	12
Q49. 既存4階建ての1フロアをカラオケボックス(400㎡)に用途変更する場合、EVは必要ですか。	12
Q50. 「バリアフリー経路を構成する出入口」等の「車いす使用者が容易に開閉して円滑に通過出来る構造」に関して、引き戸等の際に設ける車いす寄せスペースは数値でどの程度確保されていればいいですか。	13
(3) その他の事項.....	13
Q51. 条例第 21 条の「必要な財政上の措置」とは、どういうものですか。	13
Q52. 「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 施設整備の手引き」を購入したいのですが、どこで販売していますか。	13

(参考) バリアフリー法	13
(1) 届出に関する事項	13
〈 用途変更 〉	13
Q53. バリアフリー法（以下、法という。）で用途変更・特別特定建築物の場合、 内装変更を伴わない工事では法の適用がありますか。	13
〈 増築 〉	14
Q54. 建築物を増築する場合、特別特定建築物の床面積はどのように判断すればい いですか。	14
(2) 整備基準に関する事項	14
〈 全般 〉	14
Q55. 事務所で1,000 m ² 以上（官公署ではない）の建築物の整備基準は法による義 務が適用されますか。	14
Q56. 学校は特別特定建築物になりますか。	14
Q57. 大規模の修繕及び大規模の模様替は法に該当しますか。	14
〈 トイレ 〉	14
Q58. 保育所にオストメイト対応トイレを付けなければならないですか。	14
〈 標識 〉	14
Q59. トイレの標識にオストメイトの表示は必要ですか。	14

よくある質問

(1) 届出に関する事項

〈 共通 〉

Q1. 特定公益的施設の新築等の届出書の様式やチェックリストはどこで入手できますか。

A1. 石川県建築住宅課のホームページ

(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shinsei/y-kenjuu/kenchikujuutaku_16.html) よりダウンロードできます。また、特定行政庁や県土木総合事務所でも入手できます。

Q2. 特定公益的施設の新築等の届出をする場合は、どのような添付図書が必要になりますか。

A2. チェックリストの他、申請図面（配置図、平面図等）に整備基準の内容を書き込みや説明文等で行うものとします。

Q3. 届出書類は、どのような綴りにして提出したらいいですか。

A3. 届出書、チェックリスト、図面の順につづって提出して下さい。

Q4. 特定公益的施設の新築等の届出はどこに提出したらいいですか。

A4. 各市町の確認申請担当窓口へ提出して下さい。

また、問い合わせ先は下記になります。

建設地	各問合せ先	建設地	各問合せ先
珠洲市	県奥能登土木総合事務所 建築課 0768-26-2353	金沢市	金沢市建築指導課 076-220-2326
輪島市		野々市市	野々市市建築住宅課 076-227-6136
能登町			
穴水町			
七尾市	七尾市都市建築課 0767-53-8429	白山市	白山市建築住宅課 076-274-9561
志賀町	県中能登土木総合事務所 建築課 0767-52-7604	川北町	県南加賀土木総合 事務所建築課 0761-21-3333
中能登町		能美市 (1～3号物件)	
羽咋市		能美市 (4号物件)	能美市まち整備課 0761-58-2251
宝達志水町		小松市	小松市建築住宅課 0761-24-8105
かほく市	県央土木総合事務所 (津幡土木事務所) 建築課 076-289-4162	加賀市	加賀市建築課 建築指導室 0761-72-7935
津幡町			
内灘町			

Q5. 特定公益的施設の新築等の届出はいつ提出したらいいですか。

A5. 確認申請時または確認申請前に提出して下さい。

(原則、工事の着手日の30日前までに提出すること。)

Q6. 特定公益的施設以外の公益的施設はどのような申請が必要ですか。

A6. 特定公益的施設以外の公益的施設では、確認申請時にチェックリストを提出して下さい。

Q7. 住宅（住戸内）について届出は必要ですか。

A7. 届出やチェックリストの提出義務はなく、努力目標です。

Q8. 建築基準法とバリアフリー条例（以下、条例という。）審査は個別に考えていいですか。

A8. 条例は建築基準関係規定ではなく、建築基準法審査と条例審査は個別に考えます。

Q9. 建築物で特定公益的施設に該当するが、不特定かつ多数の者が利用する部分がない施設について、届出は必要ですか。

A9. 整備基準では、不特定多数の者が利用する部分及びそうでない部分について基準が定めてあり、特定公益的施設に該当するものは全て届出が必要です。

Q10. 駅舎等の旧交通バリアフリー法に該当する特定公益的施設の新築等の届出はどこに提出したらいいですか。

A10. 届出は石川県（新幹線・交通対策監室交通政策課）に提出して下さい。建築物（特定行政庁が所管する範囲）に関して建築部局が審査します。

〈 公益的施設の定義 〉

Q11. 用途の判断はどのようにしますか。

A11. 建築基準法の用途の判断を基本とします。

Q12. 家具のショールームは、公益的施設のどこに該当しますか。

A12. 施行規則別表第1の1の5の項（展示場）に該当します。

Q13. 動物病院は、公益的施設のどこに該当しますか。

A13. 施行規則別表第1の1の16の項（サービス業を営む店舗）に該当します。

Q14. 予備校は、公益的施設のどこに該当しますか。

A14. 施行規則別表第1の1の17の項に該当します。

Q15. 事務所、工場は規模に関わらず公益的施設ですか。

A15. 公益的施設であり、チェックリストの提出が必要です。また、床面積の合計が2,000 m²以上の場合・公益的事務所の場合は特定公益的施設となり届出が必要となります。

なお、条例第16条第2項で高齢者、障害者等の就業や職場環境の整備について規定しています。

Q16. 宗教法人の礼拝施設は、特定多数の者が利用する施設なので、公益的施設に該当しませんか。

A16. 宗教行為の用に供するものは、公益的施設に定義していません。これは、条例施行規則の制定過程で、ほとんどが既存建築物の文化的遺産としての意義があり、条例に基づく整備の対象としてはなじまないことによります。

しかし、宗教法人の設置する施設であっても、事実上は冠婚葬祭施設として用いられるものも多いことから、利用の実態を加味して事例ごとに判断すべきと考えられます。

Q17. 条例の別表第1における「用途面積」とはどこを指しますか。(例えば、飲食店の厨房は用途面積に算入しますか。)

A17. 用途上不可分の部分は、当該用途に供する部分として用途面積に算入します。

〈 用途変更 〉

Q18. 既存4階建ての1フロアを飲食店やカラオケボックスなどに用途変更する場合、条例の適用はあるのか。

A18. 条例の適用があります。

〈 増築 〉

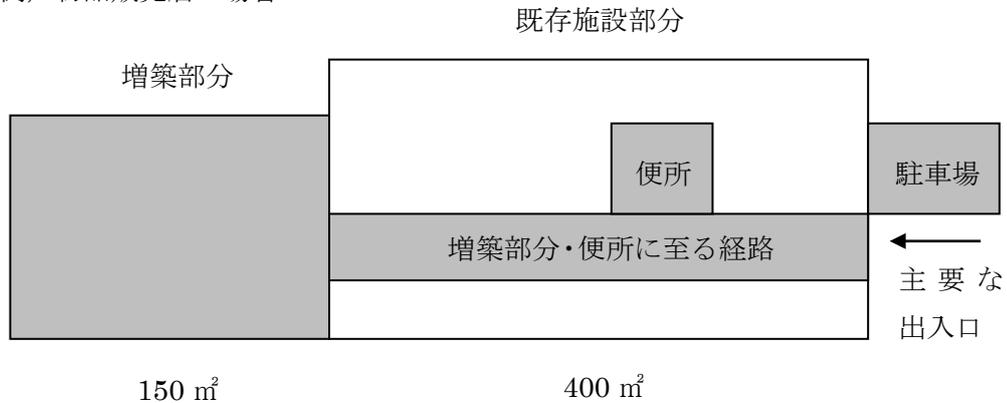
Q19. 物販店舗の倉庫の増築（特定公益的施設の増築）はチェックリストの届出だけでいいですか。

A19. 既存と増築の合計の用途面積200 m²以上であれば、特定公益的施設になるので届出が必要です。

Q20. 建築物を増築する場合、公益的施設の床面積はどのように判断すればいいですか。

A20. 床面積の合計は既存+増築で判断します。

(例) 物品販売店の場合



[平面図]

網掛：届出対象部分

この場合、既存施設部分 400 m² + 増築部分 150 m² = 550 m² ≥ 200 m² となり、届出義務が課せられます。

条例の整備基準の対象となる部分は、増築部分及び増築部分にある利用居室につながるバリアフリー経路・便所・駐車場となります。なお、上図のように、既存施設部分を通らなければ、増築部分・便所に至ることができない場合、既存施設部分を含む経路についても整備基準の対象となります。

〈 複合用途 〉

Q21. 複合用途の場合（同一棟）のチェックリストはどうすればいいですか。

A21. 特定公益的施設あり又は2以上の公益的施設で床面積の合計が 2,000 m² 以上の場合、届出が必要です。チェックリストはまとめて1つでも、用途別でも可とします。

① 特定公益的施設あり

A 公益	B 特定公益
---------	-----------

② A + B ≥ 2,000 m² → 特定公益的施設

A 公益	B 公益
---------	---------

〈 適合証 〉

Q22. 適合証交付申請の提出時期はいつすればいいですか。

A22. 建築基準法の完了検査申請等と同時に提出するものとします。ただし、完了検査後の提出も可能です。また、建築確認申請が不要な場合においても適合証交付申請が可能であるので、これらの場合は個別に各特定行政庁・県土木総合事務所に相談して下さい。

Q23. 適合証の交付申請はどこへ提出しますか。

A23. 金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市、野々市市における建築物と、能美市での建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物は各特定行政庁、その他は各県土木総合事務所へ直接提出して下さい。

Q24. 適合証の交付請求書は何部必要ですか、また添付書類（図面＋チェックリスト）などは必要ですか。

A24. 請求書は1部必要です。特定公益的施設の場合は添付書類は不要ですが、それ以外は必要となります。

	請求書	添付書類
特定公益的施設	○	×
公益的施設 (特定公益的施設以外)	○	○

Q25. 特定公益的施設の新築等の届出の際に、整備基準を全て満たしている場合、適合証を交付してもらえますか。

A25. 交付できません。届出時点で、適合証を交付の可否を判断することはできません。交付又は不交付の判断は、適合証交付の請求があってはじめて審査を行い、現地調査で確認の上、決定することになります。

したがって、竣工後の整備基準適合状況で交付・不交付の判断をすることになります。

Q26. 建築物を増築した場合、適合証を交付するかどうかの判断は、増築部分のみで判断しますか。それとも、増築部分と既存部分の両方で判断しますか。

A26. 建物全体（既存＋増築）が整備基準に適合していなければ、交付することはできません。条例第26条において「公益的施設を整備基準に適合させているときは、・・・交付を請求することができる。」としていることから、あくまで交付の判断は当該公益的施設全体をもって行うこととなります。

Q27. 適合証の請求は、公益的施設を所有し、又は管理する者（施設所有者等）が行えることとなっているが、いわゆるビルのテナントが建築物の「部分」について適合証の請求を行うことはできますか。

棟単位で適合証の請求をする場合、他のテナントで整備基準に適合していない部分があると適合証は請求することができないですか。

A27. 基本的に、建築基準法での棟単位の判断とします。

ただし、以下の条件を満足する場合は、建築物の部分構成する公益的施設及び当該用途に供する部分を対象とし適合証を請求することができます。

- ① 道路等から当該部分へ他との共用部分を経由せずにアクセスできる場合。
- ② 当該部分が他の部分と画然と区画されており、用途上の区分が明確である場合。

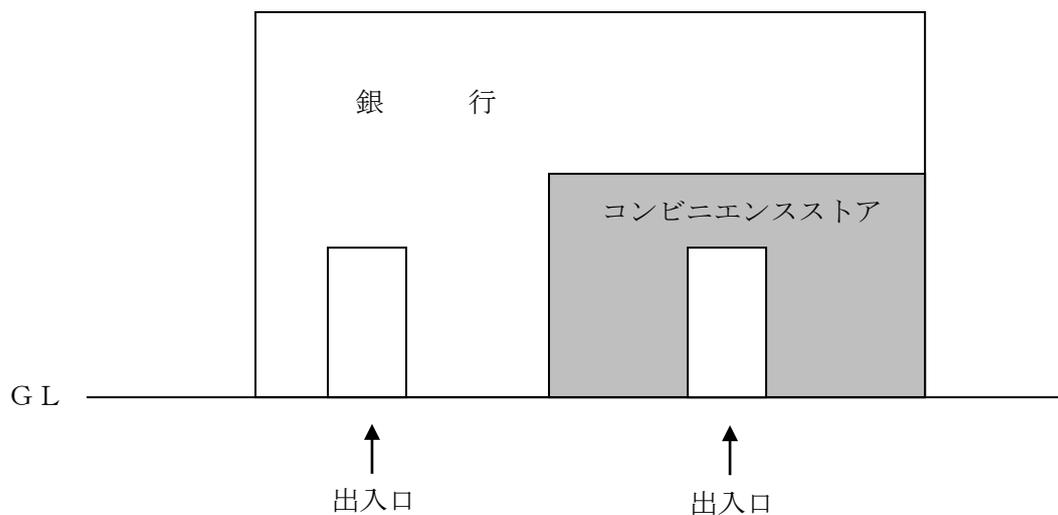
また、出入口、廊下、階段等を共用する範囲については、ひとまとまりの「建築物部分」として、適合証の審査対象範囲となります。

以上を具体的に示すと次のような場合が考えられます。

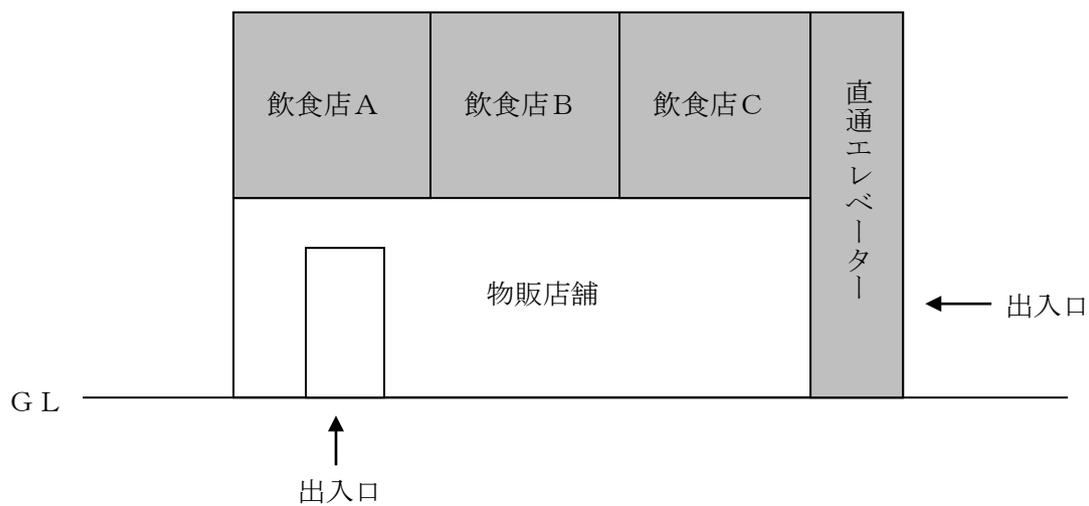
 部分が適合証の交付対象範囲です。

この部分をひとつの公益的施設として捉えた時に、整備すべき項目について、整備基準に適合しているかを判断の基準とします。

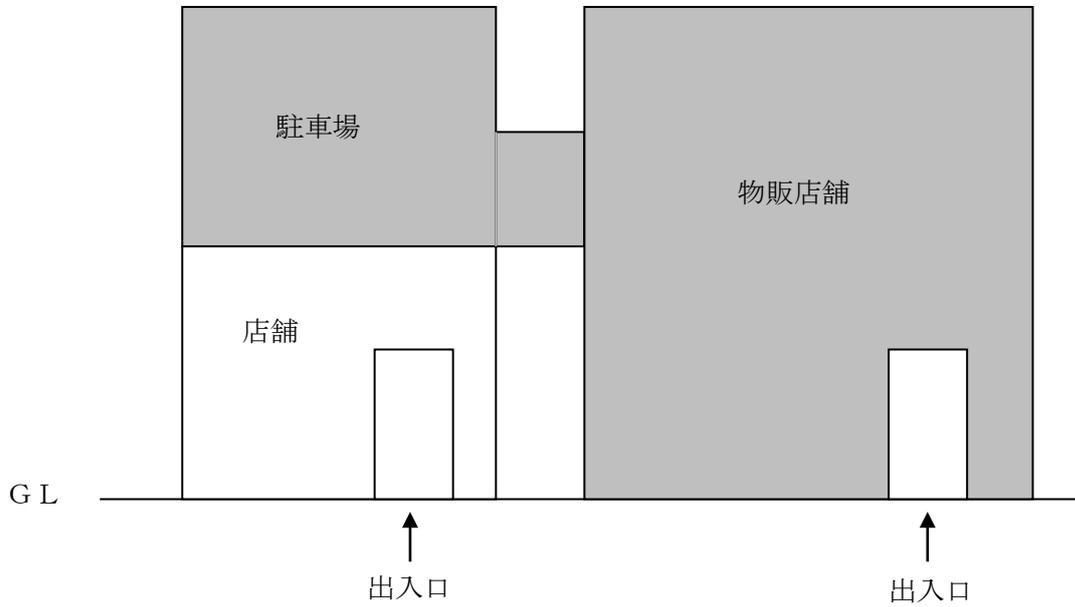
(例1) 銀行の一部にコンビニエンスストアがあり、共用部分がなく当該部分が整備基準に適合している場合。



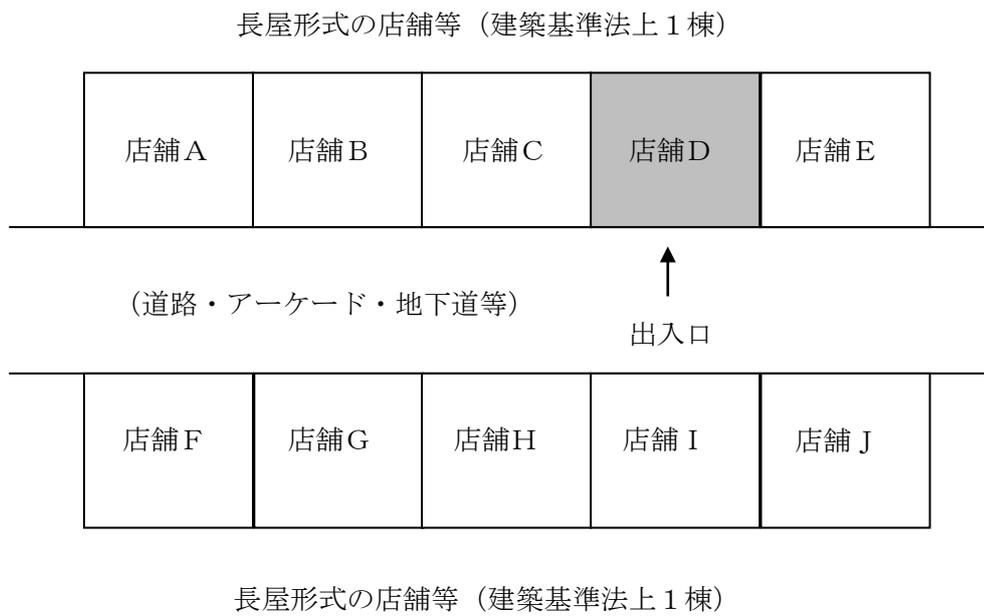
(例2) 物販店舗の最上階に飲食店街（飲食店A～C）が設けられており、その階のみに通ずる直通エレベーターが設けられている場合。



(例3) 2棟の建築物が接続している場合で、機能上一体とみなすことができ、かつ、施設所有者等が同一である場合。



(例4) 道路等に面する長屋形式の店舗のうち1店舗が整備基準に適合している場合。



Q28. 公益的施設で、整備基準をどうしても満たすことができない整備項目があります。この整備項目についてソフトによる代替措置を講じることにより、整備基準を満たすという理解で適合証の交付を受けることができますか。

A28. 原則として、ソフトによる代替措置では適合証を交付できません。

条例は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために制定されたものです。したがって、高齢者、障害者等が、自力で、他人の助けを借りずに円滑に行動できる水準までハード面の整備を行うことが、整備基準に適合しているといえます。個別の判断が必要な場合は県建築住宅課にご相談下さい。

参考として・・・

(例) Q 1,000 m²超の大規模の物品販売店舗・1階がピロティ（空間）の駐車場・2階が店舗である場合に、ストックヤードにある貨物用エレベーターを改造し、身体障害者用エレベーターにして対応したいと考えています。どうしてもストックヤードを通ることとなるが、ストックヤードを常時開放できないため、出入口にインターホンを設置、ドアを開けるためにその都度、従業員が対応するという代替措置を提案しました。この代替措置は整備基準を満たしていると判断していいですか。

A この場合、出入口のインターホンはドアを開けるときのみ使用され、ドアさえ開けば店内まで自力で他人の助けを借りずに円滑に行動できることから、整備基準に適合していると判断してよいと思われま。この場合の問題は、ストックヤードを常時開放できないため、出入口にインターホンを設置、その都度従業員が対応するという点です。この点については、ソフト対応（人的措置等）をすることで高齢者、障害者等の心理的負担が大きくなることが一番望ましくないことから、常に代替措置を行うことができ、高齢者、障害者等の心理的負担が、できるだけ少ない範囲という観点から判断することが必要です。

(2) 整備基準に関する事項

〈 全般 〉

Q29. デイサービスは特定公益的施設になりますか。

A29. 該当します。バリアフリー法逐条解説（建築物）2021年版（P148）より「老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの」になります。

Q30. 学校や老人ホームなどは、不特定多数が利用する施設として授乳所や休憩所を設置しなければならないですか。

A30. 学校や老人ホームなどは、不特定多数が利用する施設ではないことから、授乳所や休憩所を設置しなくてもよいです。ただし、不特定多数や高齢者・障害者等が利用する便所、駐車場等を設ける場合は、各箇所の基準を遵守しなければなりません。

Q31. 機械製作工場(公益的施設)は、何を整備しますか。(不特定多数又は高齢者等が使用する部分がない。)

A31. 高齢者等には障害者を含んでいる等、就労の機会を妨げることが無いよう工場も公益的施設に含めています。

〈 トイレ 〉

Q32. オストメイト対応トイレとはどのようなトイレのことですか。

A32. オストメイトとは人工肛門・人工膀胱増設者(人のこと)をいいます。

特に該当者の利用が想定される、公共性の高い施設については①汚物流し②水栓③洗浄ボタン④トイレトペーパー⑤汚物入れ⑥石けん⑦多機能フック⑧温水⑨鏡⑩タオル(ペーパータオル、ハンドドライヤー)⑪着替え用のマットや台⑫衣類を置く台⑬手摺(着替え時の姿勢保持のため)等の設備が望ましいです。(建築設計標準 令和3年3月 P2-140 参照)

その他の施設では機能性は劣りますが、シャワーホース付トイレで対応することも可能とします。

Q33. オストメイト対応トイレは公益的施設で必ず設置しなければならないですか。

(コンビニ・銀行では付いてないが・・・)

A33. 条例では設置を推奨しています。ただし、不特定多数のものが利用又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレは設置する必要があります。

Q34. 学校の大規模修繕でオストメイト対応トイレは必要ですか。

A34. 条例では設置を推奨しています。トイレを改修するのであれば、考慮して頂きたいです。

Q35. 多目的トイレは男女それぞれ必要ですか。

A35. 共用の多目的トイレも可とします。公衆便所等は男女別が望ましいと考えます。

〈 非常警報装置 〉

Q36. 小学校で増築を含む床面積が3,000㎡超の場合、条例の非常警報装置は必要ですか。どこに設置しなければならないですか。また、自動火災報知器で代用できますか。

A36. 条例の非常警報装置は緊急時における視覚、聴覚障害者への情報伝達において必要な設備です。避難所の指定・不特定多数が利用する部分(体育館や集会場等)には必要です。自動火災報知器や誘導標識は消防法において必要な設備であり、代用できません。また、設置場所等は消防への相談が必要となります。

〈 視覚障害者バリアフリー経路 〉

Q37. 案内所がある場合、案内板は必要ないですか。

A37. 特に必要ないですが、施設によって案内板による説明が併せて必要な場合においては設計者等が適宜判断して下さい。

Q38. 敷地内通路の視覚障害者誘導ブロック（以下、誘導ブロックという。）の設置が難しいです。敷地境界からの誘導のために設置するが、歩道等に誘導ブロックが設置されていない場所がほとんどであり、又車いす利用者やベビーカー使用者の事を考えると設置により不利になる公益的施設も存在しています。

A38. 条例では、利用できない人を無くすことを目的としており、特定の人が不利になる場合があっても全ての人の利用性を優先することが大切です。

Q39. インターフォンまで誘導ブロックがあれば、インターフォンから案内所までの誘導ブロックは必要ないですか。

A39. 特に必要ないですが、案内所の対応実態に合わせて誘導が必要であれば設計者等が適宜判断して下さい。

Q40. スロープと階段を併設した場合、誘導ブロックの設置はどのようにすればいいですか。

A40. 原則としてスロープは車いす使用者用とし、階段に誘導ブロックを設置して下さい。

Q41. 誘導ブロックは黄色でないとだめですか。県独自の規定はありますか。

A41. 黄色でなくてもよいです。条例では数値などの明確な規定はありません。

県では、輝度比 2.0 以上を推奨していますが、最低限 1.8 以上が望ましいと考えます。施設整備の手引き（4-32）に誘導ブロックのことがかかれていますので参考にして下さい。

参考として・・・

バリアフリー法（以下、法という。）の設計標準で輝度比 2.0 以上が推奨されています。また、輝度比を実際に調べたい場合は、県工業試験場で調べることができます。

Q42. 敷地内通路の誘導ブロックの設置は全ての対象建築物において必要ですか。

A42. 必要です。

なお、視覚障害者バリアフリー経路以外は誘導ブロックの設置は不要です。

Q43. 誘導ブロックの設置について、視覚障害者の利用が考えられない施設にも設置が必要ですか。

A43. 原則として設置が必要です。なお極めて特殊なケースの場合は個別対応となります。

〈 バリアフリー経路 〉

Q44. 「道等から利用居室まで」を地形上、バリアフリー経路に出来ない場合、「道等」を「車寄せ」と読み替えていいですか。

A44. 別表第2の1の8 バリアフリー経路（3）より、地形の特殊性（急傾斜地等による地形）の理由で困難な場合は、「道等」を「車寄せ」としてよいとしています。「車寄せから利用居室まで」をバリアフリー経路にし、「道等から車寄せまで」はバリアフリー経路としなくてかまいません。

Q45. 有料老人ホームで床面積約700㎡、2階建の建築物はEVが必要ですか。

A45. 2Fに利用居室がある場合（傾斜路を除く）、

①車いす使用者用駐車場を設けたらEVが必要です。

②2Fに車いす使用者用便房がないならEVが必要です。

Q46. 老人ホームのEVは不特定多数が利用するEV・昇降ロビーにしなければならないですか。

A46. 老人ホームは不特定多数が利用する施設ではなく、主として高齢者・障害者が利用する施設となるので、「多数のもの」又は「主として高齢者等」が利用するEV・昇降ロビーとなります。

Q47. 学校にEVを設置する際バリアフリー経路の観点から、来校者の導線を優先し管理棟に設置とするか、日常使用する生徒の使い勝手校舎棟に設置すべきですか。

A47. 使用頻度を検討し、設置場所を決定して下さい。

Q48. 学校の大規模修繕でEVは必要か。

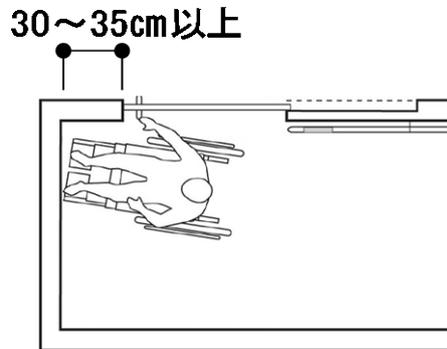
A48. 整備基準では設けることが望ましい対象です。

Q49. 既存4階建ての1フロアをカラオケボックス（400㎡）に用途変更する場合、EVは必要ですか。

A49. 特定公益的施設になるので付けることが望ましいです。

Q50. 「バリアフリー経路を構成する出入口」等の「車いす使用者が容易に開閉して円滑に通過出来る構造」に関して、引き戸等の際に設ける車いす寄せスペースは数値でどの程度確保されていけばいいですか。

A50. 30～35 cm程度あると開閉しやすいものとなります。また、取手や施錠装置についても車イス使用者が容易に操作できるものとしします。



(3) その他の事項

Q51. 条例第 21 条の「必要な財政上の措置」とは、どういうものですか。

A51. 現在、石川県において下記のものを実施しています。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) バリアフリー施設整備促進融資制度
(石川県健康福祉部厚生政策課) | 対象：公益的施設の新築、改修 |
| (2) 在宅支援型住宅リフォーム推進事業
(石川県健康福祉部厚生政策課) | 対象：住宅改造（項目限定） |
| (3) バリアフリーアドバイザー派遣制度
(石川県土木部建築住宅課) | 対象：住宅、公益的施設の改修、
まちづくり |

Q52. 「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 施設整備の手引き」を購入したいのですが、どこで販売していますか。

A52. 施設整備の手引きは販売していませんが、石川県建築住宅課のホームページ (<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/bf-tebiki/index.html>) よりダウンロードできるようにしています。

(参考) バリアフリー法

(1) 届出に関する事項

〈 用途変更 〉

Q53. バリアフリー法（以下、法という。）で用途変更・特別特定建築物の場合、内装変更を伴わない工事では法の適用がありますか。

A53. 法の適用が必要です。法及び条例の主旨は工事の有無にかかわるものではありません。

〈 増築 〉

Q54. 建築物を増築する場合、特別特定建築物の床面積はどのように判断すればいいですか。

A54. 床面積の合計は増築等の部分のみで判断します。

(2) 整備基準に関する事項

〈 全般 〉

Q55. 事務所で 1,000 m²以上（官公署ではない）の建築物の整備基準は法による義務が適用されますか。

A55. 法では官公署のみを義務用途の対象としています。

Q56. 学校は特別特定建築物になりますか。

A56. 法 14 条により条例第 36 条で付加しており、特別特定建築物になります。

Q57. 大規模の修繕及び大規模の模様替は法に該当しますか。

A57. 法には該当しませんが、条例の届出対象となります。

〈 トイレ 〉

Q58. 保育所にオストメイト対応トイレを付けなければならないですか。

A58. 保育所は特別特定建築物の対象とはしていないので法的には義務対象ではありません。条例では設置を推奨しています。

〈 標識 〉

Q59. トイレの標識にオストメイトの表示は必要ですか。

A59. 移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、当該便所があることを表示する標識を設ける必要があります。当該標識には、便所内にオストメイト対応設備が設けられていることを、日本産業規格 Z8210 に定められた「オストメイト用設備／オストメイト」の案内用図記号（ピクトグラム）により表示すべきと考えます。なお、高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の表示は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する工夫を行って下さい。機能分散がなされている個別機能を備えた便房においても同様です。